

第5次岡山県人権政策推進指針

「共生社会おかやま」の実現を目指して



令和3(2021)年3月

岡 山 県

第5次岡山県人権政策推進指針の策定にあたって

「人権の世紀」といわれる21世紀に入って20年が経過しました。この間、県では、人権施策の基本的な方向を示す「岡山県人権政策推進指針」を平成13年に策定して以来、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、男女間の暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待は後を絶たず、インターネット上での誹謗中傷や性的マイノリティに対する人権侵害など人権問題は複雑多様化しています。また、昨年来、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者、またその家族などへの誹謗中傷や偏見、差別が発生しており、被害の防止対策、相談・支援体制の充実など一層の取組の強化が必要となっています。

このため、社会経済情勢の変化などを踏まえた岡山県人権政策審議会からの答申に基づき「第5次岡山県人権政策推進指針」を策定しました。今後は、この新たな指針に基づき、すべての人々が社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら共に生活する「共生社会おかやま」の実現に向け、人権施策を推進してまいります。

終わりに、指針の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました岡山県人権政策審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3(2021)年3月

岡山県知事 伊原木 隆太

目 次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第 1 章 背景 | 1 |
| 1 指針策定の趣旨 | |
| 2 人権をめぐる国内外の取組 | |
| (1) 国際社会の取組 | |
| (2) 国の取組 | |
| (3) 県の取組 | |
| 第 2 章 基本的な考え方 | 6 |
| 1 基本理念「共生社会おかやま」の実現 | |
| 2 指針の性格 | |
| 第 3 章 施策の推進方策 | 8 |
| 1 人権尊重の視点に立った行政 | |
| 2 人権啓発・人権教育 | |
| (1) 啓発・教育のあり方 | |
| (2) 様々な場での啓発・教育 | |
| ア 学校等における教育 | |
| イ 家庭、地域における啓発・教育 | |
| ウ 企業等における啓発・教育 | |
| エ 特定の職業に従事する者への研修等 | |
| 3 相談・支援及び救済 | |
| 第 4 章 課題別施策の推進 | |
| 1 女性 | 15 |
| 2 子ども | 19 |
| 3 高齢者 | 25 |
| 4 障害のある人 | 29 |
| 5 同和問題 | 34 |
| 6 外国人 | 38 |
| 7 ハンセン病問題 | 42 |
| 8 患者等 | 45 |
| ・ HIV 感染・エイズ | |
| ・ その他の疾病等 | |
| 9 インターネットによる人権侵害 | 50 |
| 10 様々な人権問題 | 54 |
| ・ 犯罪被害者等 | |
| ・ 多様な性 | |
| ・ ホームレス（路上生活者） | |
| ・ 自殺問題 | |
| ・ 被災者 | |
| ・ 刑を終えて出所した人 | |
| ・ 中国残留邦人とその家族、拉致問題等 | |
| 第 5 章 推進体制 | 58 |
| 1 県における体制 | |
| 2 国や市町村等との連携・協力 | |
| 3 民間との協働 | |
| 資料編 | 59 |

第 1 章 背景

1 指針策定の趣旨

日本国憲法において、人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（第 1 1 条）と規定され、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重（第 1 3 条）と法の下での平等及び差別の禁止（第 1 4 条）という包括的な規定と、自由権、平等権、社会権などが具体的な保障規定で示されています。

平成 1 4 (2002) 年 3 月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と規定されています。また、人権尊重の理念は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきであるとされています。

本県では、「岡山県人権政策推進指針（平成 1 3 (2001) 年 3 月）」を策定し、以後 5 年毎に改訂を行い、平成 2 8 (2016) 年 3 月以降は「第 4 次岡山県人権政策推進指針」（以下「第 4 次指針」といいます。）に基づき、国、市町村、関係機関等と連携・協力のもとに、人権施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権問題が存在し、複雑・多様化しています。

さらに、スマートフォンや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）(*1)の普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ・誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する偏見・差別、外国人等へのヘイトスピーチ(*2)、性的マイノリティに対する人権侵害、災害時における被災者の人権に対する配慮の不足といった問題も起きています。

このため、第 4 次指針策定以降の社会経済情勢等の変化や法律等の制定や改正、新たな問題の発生、「人権問題に関する県民意識調査」（以下「意識調査」といいます。）の結果などを踏まえて、「第 5 次岡山県人権政策推進指針」（以下「第 5 次指針」といいます。）を策定し、今後も人権施策を総合的に推進します。

2 人権をめぐる国内外の取組

(1) 国際社会の取組

二度にわたる世界戦争の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるという国際的な認識に達し、昭和23(1948)年の国連総会で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定めた「世界人権宣言」が採択されました。そして、この宣言を実効あるものにするため、「人種差別撤廃条約(*3)」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約(*4)」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約の採択が進み、各種の宣言や国際年の設定などによる取組も行われ、人権の尊重が国際社会の基本的ルールの大きな柱となりました。

しかし、世界各地で紛争や内戦等が絶えず、大規模な自然災害さらには経済格差により、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。このため、平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的プログラムとして、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権問題への取組が進められました。

さらに、「人権教育のための世界計画」は、第1フェーズ(段階)の平成17(2005)年～平成21(2009)年においては、初等中等教育への人権教育を、第2フェーズの平成22(2010)年～平成26(2014)年においては、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者等への人権研修を、第3フェーズの平成27(2015)年～令和元(2019)年においては、第1、第2フェーズで目指したことのさらなる強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進を進めてきました。そして次に、第4フェーズを令和2(2020)年～令和6(2024)年として、これまでの第1～第3フェーズの取組の強化を求めるとともに、重点対象を若者として、平等、非差別、多様性の尊重に焦点を当てて「持続可能な開発目標」(SDGs)(*5)の目標4.7(*6)と連携した取組を盛り込んでいます。

(2) 国の取組

我が国においては、憲法で「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとし、この基本

的人権の尊重を担保するため、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権問題に関する諸制度が整備され、様々な取組が進められました。第4次指針策定以降も、「障害者差別解消法(*7)」「部落差別解消推進法(*8)」「ヘイトスピーチ解消法(*9)」等の諸法令が施行され、取組が進んできています。

また、人権教育・啓発については、「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」の策定(平成9(1997)年)や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育・啓発推進法(*10)」の施行(平成12(2000)年)及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14(2002)年策定。平成23(2011)年一部追加)により、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。

(3) 県の取組

本県においては、岡山県人権政策審議会からの「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」(平成12(2000)年3月)を受け、人権全般を視野に入れた今後の施策の方向付けとなる「岡山県人権政策推進指針」を平成13(2001)年3月に策定し、以来、5年毎に指針の見直しを行ってきました。

これらの指針に基づき、国、市町村や関係機関等との連携・協力のもとに、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的に推進してきました。啓発・教育については、県民の人権問題への関心を高め人権意識の高揚を図るため、人権啓発マトリックス(*11)を中心に積極的に進めてきました。

また、すべての県民が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、お互いに尊重し支え合い、生き活きと明るく暮らしていくことを目指し、ノーマライゼーション(*12)やユニバーサルデザイン(*13)の考え方を県政の様々な分野に取り入れてきました。

平成21(2009)年には、意識調査を初めて実施し、その結果、9割を超える人が基本的人権について知っていること、障害のある人や高齢者の人権への関心が高いこと、啓発活動としては、テレビ・ラジオ、講演会や研修会が効果的であることなどが明らかになりました。また、平成26(2014)年の2回目の意識調査では、子どもに対しての虐待、高齢者への悪徳商法や詐欺による被害等が問題だと感じる人が前回調査より増加しました。さらに、令和元(2019)年8月の3回目の調査では、我が国で人権が侵

害されるようなことが少なくなってきたと思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人も減少しました。一方で、重要だと思える人権課題としてインターネットによる人権侵害や多様な性（身体と心の性別に違和感がある人・性的指向）を回答する人が増えており、こうした意識調査の結果を指針等の策定に生かすとともに、効果的な人権施策の実施に努めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止に向け、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを展開するなど新たな人権課題の解決に取り組んでいます。

-
- (*1) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができる。
 - (*2) ヘイトスピーチ：人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為
 - (*3) 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
 - (*4) 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
 - (*5) 「持続可能な開発目標」（SDGs）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
 - (*6) 「持続可能な開発目標」（SDGs）4.7：「ゴール4、質の高い教育をみんなに 7番目のターゲット」であり、2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという目標
 - (*7) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 - (*8) 部落差別解消推進法：部落差別の解消の推進に関する法律
 - (*9) ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
 - (*10) 人権教育・啓発推進法：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- (*11)人権啓発マトリックス：複雑・多様化した人権問題に対し、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、各人権課題を担当する庁内3部局12課室で構成する組織
- (*12)ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方
- (*13)ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方をさらに進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方

第2章 基本的な考え方

1 基本理念 「共生社会おかやま」の実現

第5次指針においては、これまでの指針を引き継ぎ、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

○生命と尊厳を守る社会

すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

○互いに多様性を認め支え合う社会

すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にして、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

○公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を発揮し、希望を持って暮らすことのできる社会

2 指針の性格

この指針は、県の人権施策を推進する上で、次の性格を持つものです。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」第5条の規定に基づき、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権課題への基本方針と施策の方向などを示し、総合的な人権施策を推進するためのものです。
- (2) 県が各種計画を策定し施策に取り組む際は、この指針の趣旨に沿ったものとします。
- (3) 市町村はもとより、県民、ボランティア、NPO(*14)、企業、大学などに対してこの指針の趣旨を踏まえ、人権が尊重される社会づくりのための協働を

期待するものです。

なお、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じ見直しを行います。

(*14) NPO：利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間非営利組織・団体

第3章 施策の推進方策

1 人権尊重の視点に立った行政

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたることが大切です。

このため、業務のあり方や進め方については、人権に十分配慮して取り組むとともに、業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「岡山県個人情報保護条例」等を遵守して、適切に行います。

また、個々の悩みや感じ方は異なっており、一人ひとりに向き合いながら人権について正しく理解し、人権尊重の視点から問題意識を持って業務にあたることができるよう、体系的な職員研修を行います。

2 人権啓発・人権教育

(1) 啓発・教育のあり方

県では、人権啓発を、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動等とし、人権教育を、生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動と考えています。

人権が尊重される社会を実現するため、人権に関する知識の習得のみにとどまらず、一人ひとりが自らの課題として捉え、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるよう、啓発・教育を進めます。

啓発にあたっては、国、市町村、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会(*15)等の関係機関と密接な連携を図りながら、「人権週間（12月4日～10日）」をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人等の様々な人権に関する週間、月間等を中心に年間を通じて計画的に実施します。啓発資料については、時宜を捉えたテーマや具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすく分かり易い表現を用いて作成し、その提供に努めます。

また、意識調査の結果からも有効とされている新聞、テレビ、ラジオなどのマスメ

ディアやインターネットなどを効果的に活用するとともに、イベントの企画や広報等にも、NPO、スポーツ・文化団体等と協働し、民間のアイデアや手法を取り入れます。

研修にあたっては、講義形式のみならず、参加者間の意見交流、高齢者や障害のある人の疑似体験など、参加体験型の手法を積極的に取り入れます。

教育においては、「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づき学校教育、社会教育における人権教育を積極的に進めます。

情報化社会へ対応するため、社会教育の場や学校の情報教育に人権尊重の視点を正しく位置付け、人権問題に適切に対処できるよう努めます。

こうした専門的な教育や研修等を企画し実施するためには、指導者の役割が大きいこと、講師や助言者になりうる人材の養成、指導者の資質の向上、人権に関する情報の収集・提供を積極的に行います。

（２）様々な場での啓発・教育

啓発・教育については、学校、家庭、地域、職場など様々な場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じて進めます。また、生命や身体の安全、個人のプライバシー保護など、人権にかかわりが深い業務や職業の従事者に対して研修を実施します。

ア 学校等における教育

① 学校等における人権教育の推進

学校等においては、人権尊重の理念や人権教育が目指すものについて明確にし、教育指導や学校運営に努めます。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。このため、就学前においては、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする心や態度を育てるなど、人権尊重精神の芽生えを育みます。

小学校、中学校、高等学校等においては、人権教育推進体制を確立し、児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解すること及

び、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、様々な場面で具体的な実践行動に現れるように、各教科等の指導計画に位置付けて取り組みます。

また、一人ひとりを大切にすゝる観点から、教育上配慮を必要とする子どもの自立支援に取り組むとともに、学校の教育活動全体を通じて、他の人の考えや気持ち分かるような想像力や共感的な理解力、表現力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を培います。取組を進めるにあたっては、学校園間や家庭、地域との連携を図ります。

さらに幼児児童生徒が、自分や他の人を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感等を育んでいくことができる環境づくりに取り組みます。

② 体験的な活動の重視

多様な集団活動や豊かな自然体験、ボランティア活動などの社会体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実を図ります。体験的な活動は、差別や偏見の実態を学び、人権問題についての認識を深める場ともなるものであり、今後、さらにこのような活動の場や情報の提供に努めます。

③ 高等教育機関における人権教育の推進

大学・短期大学等の高等教育機関においては、教養科目や憲法などの法学の科目等において、人権教育を取り入れています。また、学内におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント(*16)、アカデミック・ハラスメント(*17)、パワー・ハラスメント(*18)）などを防止するための規程や組織を設けるなどの取組が行われています。こうした独自の教育や取組を尊重しながら、今後も人権尊重の理念についての理解をさらに深め、それまでの教育の成果を確かなものにするよう人権教育等の充実を支援していきます。

イ 家庭、地域における啓発・教育

① 家庭における人権教育の推進

家庭は、子どもにとって最初に行われる教育の場であり、そこで人権意識の基

礎が培われます。そのため、子どもに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、保護者の養育能力の向上を目指した学習機会の充実や情報の提供等、家庭教育に対する支援に努めます。

② 地域における啓発・教育の推進

県民が、様々な人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることができるよう、各種情報提供や指導者の養成等により市町村を支援します。

また、図書館や公民館等の社会教育施設における地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会や情報の提供等の支援にも努めます。

③ 体験的な活動の促進

多様な集団活動や、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流、ボランティア活動など、体験的な活動を取り入れた学習を促進します。

ウ 企業等における啓発・教育

企業等は、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」を果たすことが求められており、企業等の海外への進出や女性の社会進出が進む中、ダイバーシティ(*19)の推進等も含めて、益々人権への理解や対応が重要になっています。

従前から、性別等による採用選考や待遇における差別は禁止されていますが、依然として違法な差別や格差が見られることから、国と連携して企業等への公正採用選考人権啓発推進員(*20)の設置を促し、人権啓発に関する研修会を開催するとともに、企業等が長時間労働の是正などの働き方改革に自主的に取り組み、誰もがライフサイクルに応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等と協働した施策を推進していきます。

また、近年顕在化しているパワー・ハラスメントをはじめとする職場における様々なハラスメント(*21)については、「労働施策総合推進法(*22)」等の改正により、令和2(2020)年6月から職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主

に義務付けられるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の一層の強化が図られたことから、制度の周知を図り、ハラスメント防止対策を推進していきます。

エ 特定の職業に従事する者への研修等

① 行政職員

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行するよう、様々な人権課題について計画的に研修を実施し、資質の向上に一層努めます。

② 教職員及び社会教育関係職員

教職員が、人権尊重の理念について理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付け、児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導ができるよう、また、教職員の言動が児童生徒の人権を侵害することがないように、研修の一層の充実を図ります。

社会教育主事や公民館職員等については、幅広い識見のある指導者の確保に努めるとともに、研修や情報提供などを通じて、資質と指導力の向上に努めます。

③ 警察職員

警察学校での研修や職場における各種教育等の機会を通じて、警察職員一人ひとりが、被害者、被疑者、被留置者等、関係者の人権に配慮した警察活動を遂行するよう、職務倫理の徹底に努めます。

④ 医療、保健、福祉関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者等については、患者の人権やプライバシーに配慮した医療が確保されるよう、インフォームド・コンセント(*23)の考え方に基づいて、関係団体による研修を促進します。

また、民生委員・児童委員、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパー等の福祉関係者については、相談者や利用者等の人権を尊重

し、プライバシーに配慮した福祉サービスの提供ができるよう、研修を促進します。

⑤ 消防職員

消防職員は、住民の生命と財産を守る業務を遂行することから、消防学校等において人権意識の高揚を図る教育を進めます。

⑥ メディア関係者

メディアは、情報発信により社会への影響力が大きいことから、番組制作や出版等にあたって、メディア関係者に対して人権尊重の視点が徹底されるよう求めます。

3 相談・支援及び救済

差別、虐待、いじめ、名誉毀損やプライバシー侵害など、人権に関する相談・支援については、国、県、市町村、民間団体等が相談窓口を設置し、人権擁護委員や各相談員が対応しています。

被害者の救済については、国は、「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）に基づき、人権擁護機関で被害者等からの申告に対応しています。県は、暴力や虐待などにより、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもなどを、女性相談所や児童相談所で一時保護し安全を確保するほか、自立支援など様々なニーズに対応するよう努めています。

しかし、複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するためには、相談・支援及び救済体制の充実強化や相談機関相互の一層の連携が重要です。

このため、相談機関職員の資質向上のための専門的研修を行うとともに、様々な人権問題に応じた連携が行えるよう、相談機関の合同研修を実施し、相互の活動内容の周知等情報交換を図ります。

また、相談・支援及び救済にあたっては、様々な機会を通じ、それぞれの人権問題に応じた相談窓口の周知を行うとともに、相談者の心情に十分配慮して対応するよう努めます。

なお、様々な人権侵害については、必要な救済を図るための制度の確立を国に要望するとともに、その動向を踏まえながら対応します。

(*15) 岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会：県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に、岡山地方法務局、岡山県人権擁護委員連合会、岡山県、岡山市及び岡山県社会福祉協議会で構成する組織

(*16) セクシュアル・ハラスメント：他の者を不快にさせる性的な言動

(*17) アカデミック・ハラスメント：教育研究上の優越的な地位を利用して、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

(*18) パワー・ハラスメント：職場内における優位性を背景に、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

(*19) ダイバーシティ：組織において、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、多様な人材をいかし、新たな発想や価値の創造を目指す考え方

(*20) 公正採用選考人権啓発推進員：各事業所内で人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を推進する責任者

(*21) 職場における様々なハラスメント：パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントのほかにも、次のようなものがある。

- ・ マタニティ・ハラスメント：女性に対して、妊娠・出産等やそれに関する育児休業や子の養育などについて不利益な取扱いを行う行為

- ・ パタニティ・ハラスメント：男性に対して、育児休業など育児のための制度を利用する際に、同僚や上司などが妨害したり、嫌がらせを行う行為

- ・ ケア・ハラスメント：家族の介護を行う人に対して、介護に関する制度を利用する際に、同僚や上司などが妨害したり、嫌がらせを行う行為

(*22) 労働施策総合推進法：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(*23) インフォームド・コンセント：患者に対して、病名や診療目的、検査法や治療法に係る複数の選択肢について、効果、治療成績、予後等に関する適切な説明を行い、患者が自らの自由意志により、医療方針に合意すること

第4章 課題別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が保障されることやあらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

県では、国内外の動きを背景に、平成13(2001)年に「おかやまウィズプラン21」の策定から、平成28(2016)年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかし、令和元(2019)年10月の「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っていることが示されています。

また、配偶者等からの暴力(DV)の相談件数が高い水準で推移するなど、男女間の暴力の根絶が依然として重大な課題となっています。

さらに、政策・方針決定過程への女性の参画が十分ではないことから、女性の活躍を推進していく必要があります。

(2) 基本方針

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

このため、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)(*24)に気づく視点、③女性のエンパワーメント(*25)の促進とチャレンジ支援、④様々な主体との協働の推進という4つの基本的な視点に立って、「第5次おかやまウィズプラン」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

(3) 施策の方向

ア 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきていますが、固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く、その傾向は男性に強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見等につながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直しを進めます。

人権意識や男女平等観を育てるため、教職員の資質と指導力の向上や、家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を發揮できる環境づくりに取り組みます。

また、男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあることから、男性の男女共同参画に対する理解を促進するとともに、男性の家事・育児等への参画や「働き方」に対する意識改革を促進します。

イ 男女の人権が尊重される社会の構築

① 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々であり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。県内のDV相談件数は近年3,000件を超えて推移しており、「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の約2割が配偶者等からの暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響により全国的にDVの増加や深刻化も懸念されています。

DVについては、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、広報・啓発や被害者の保護と自立支援に取り組みます。若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）が問題になっていることから、予防啓発、教育の推進や相談窓口の周知に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力については、相談しやすい環境の整備など被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。

さらに、ストーカー行為に対しては、「ストーカー規制法(*26)」等に基づき、警告や禁止命令などの対応を行うほか、被害者へのアドバイスや防犯器具の貸し出しなど必要な援助に取り組みます。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題であることから、市町村をはじめとする関係機関やボランティア・NPO等と連携して取組を進めます。

② 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。

このため、ライフサイクルに応じた的確な支援を受け、適切に自己管理・決定する能力を持つことが必要です。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）(*27)」に基づき、男女ともに、命の大切さや性についての正しい知識が得られるよう、教育や意識の啓発など、女性の健康を総合的に支援します。

③ 生活困難を抱える人々への支援

経済情勢の変化に伴い、雇用・就業をめぐる環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人が増加しています。

このため、ひとり親家庭など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行います。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネットワークづくりや日常生活面の支援などを行います。

ウ 男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは男女共同参画社会の

基礎となるものです。

行政や民間企業等のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を一層推進していきます。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくため、女性が地域の意思決定に参画していくなど、男女共同参画の視点から地域づくりを促進していきます。

さらに、医療、科学技術・学術といった様々な分野や農林水産業、自営業、建設業といった産業においても、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を進めます。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性が働き続けることのできる環境づくりを進めるとともに、意欲と能力のある女性や子育て中の女性への支援など、女性のチャレンジを支援します。

誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（*28））の実現に向けて取り組みます。

(*24) 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）：人間には、生まれつきの生物学的性別

（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

(*25) エンパワーメント：自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと

(*26) ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律

(*27) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：平成6（1994）年のカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方で、安全な妊娠・出産、性感染症の予防等を含む女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康とその権利

(*28) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること

2 子ども

(1) 現状と課題

我が国では、憲法の本質に従って、昭和22(1947)年に「児童福祉法」、昭和26(1951)年に「児童憲章」が制定され、すべての子どもの幸福を図ることを理念として、諸施策が進められてきました。

平成6(1994)年批准の「児童の権利に関する条約」(平成元(1989)年国連総会採択)では、これまで保護の対象としていた子どもを権利の主体として位置付け、「子どもの最善の利益」を優先させるとしています。

この趣旨を反映して「児童虐待防止法(*29)」など子どもの権利擁護に関する法律の整備と施策の充実が図られてきました。また、「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が施行され、少子化の進行や子どもを取り巻く環境の変化に対応する取組が進みました。

しかし、核家族化の進行、女性就業者や在住外国人の増加、インターネットの普及による情報化など、子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会経済環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持ち孤立化する親が増加し、子ども虐待(*30)の複雑・深刻化、いじめの増加など多くの問題が生じています。

このため県は、「岡山県子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成28(2016)年4月からこの条例に基づき、子ども虐待の防止に向けて、県機関が取り組むべき方策である行動計画を毎年策定しています。

また、令和2(2020)年3月に「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定し、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを推進しています。

あわせて、平成28(2016)年に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であると明記されるとともに、家庭養育優先の理念が規定されたことから、子どもの権利を保障し、最善の利益を実現するための10年後の目指すべき姿と取組を示した「岡山県社会的養育推進計画」を令和2(2020)年3月に策定し、推進をしています。

(2) 基本方針

すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら健やかに成長し

ていくことができる社会の実現を目指します。

家庭教育に対する支援の強化、有害環境の浄化、いじめや非行等の防止策の強化や被害者に対するカウンセリングの充実及び救済・支援体制の確立、多様な性に対する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育などに取り組んでいきます。

また、情報化社会の進展が、子どもの人間性の発達を阻害している現状を注視し、子ども自身が次代の担い手としての責任を自覚して主体的な生き方を身に付けることができるように、学校、家庭、地域が連携して、子どもの「豊かな心と生きる力」を育む教育を推進します。とりわけ、子どもの社会活動への参加を促進し、様々な体験を通じて人間性豊かな子どもを育てるとともに、いじめや非行等を容認しない社会全体の意識の高揚を図ります。

特に、いじめ問題への対策については、「いじめ防止対策推進法」に基づき平成26(2014)年に「岡山県いじめ問題対策基本方針」を策定し、岡山県いじめ問題対策連絡協議会等により学校や関係機関等が連携して、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 施策の方向

ア 啓発の推進と意識の高揚

「児童の権利に関する条約」や「岡山いきいき子どもプラン2020」、「岡山県社会的養育推進計画」について広報啓発活動を推進するとともに、子ども虐待・いじめの防止や令和2(2020)年4月に改正された「児童虐待防止法」に基づく、親権者による体罰の禁止などについての啓発を行い、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業などがそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう、県民意識の高揚を図ります。

また、いじめや少年非行等は、大人の社会を反映しており、大人自身のあり方が問われている問題でもあることから、青少年の健全育成は大人の責任であることを意識付けるための家庭や地域に対する広報啓発を積極的に推進します。

さらに、生命を大切にする心や思いやりの気持ちの欠如、規範意識の低下などがいじめ等の要因と考えられることから、学校においては、道徳教育の充実等を通じて、規範意識と思いやりの心を持った子どもを育成します。

イ 子育て支援の推進

① 子どもの心と体を育む家庭づくり

母子保健対策や家庭の子育て力の充実支援により、子どもがのびのびと育ち、自尊心を持って、自分の個性や能力を最大限に伸ばせるよう、子どもの心と体を育む場である家庭づくりを支援します。また、様々な機会を活用し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うとともに、心身の健全育成を図るため、食育の推進や食の安全・安心の確保に努めます。

② みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく、地域、学校、企業等、社会全体が子育てを支援するよう努めます。

学校の余裕教室や公民館等を活用して「子どもの居場所」を開設し、様々な体験活動、交流活動の実施や、地域住民が自らの経験や知識・学びの成果を生かし学校教育活動を協働で支援する取組を推進します。

さらに、世代間交流や社会参加活動、学力の向上、豊かな心や健やかな身体の育成を通じて、子どもの生きる力を育成します。

また、子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な育成を図るため、関係業者等への立入調査を徹底します。

特に、誹謗中傷やいじめなどにつながるスマホ・ネット問題については、子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発、携帯電話事業者との連携によるフィルタリング(*31)の利用促進など、学校と家庭・地域との連携を強化し、子どもを守る体制づくりの構築を推進します。

③ 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の拡大・確保、教育・保育の質的改善、放課後児童クラブの設置促進、大規模なクラブの分割化を進め、子育てやしつけの悩み、いじめなど子どもに関する様々

な問題についての相談体制の強化など地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、医療体制の確保、経済的支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などにより、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりに取り組みます。

④ 子どもを守り支援する体制づくり

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談は増加傾向にあり、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育ての不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生日防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から早期支援、子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化や子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図ります。

あわせて、代替養育が必要な子どもについては、「家庭養育優先」の原則のもと、家庭と同様の環境（里親等）や良好な家庭的環境（施設）での養育を優先した社会的養育の充実を図ります。

また、障害のある子どもに対しては、適切な医療や療育の提供、自立に向けた様々な支援を、ひとり親家庭に対しては、生活や経済的自立の支援、就業支援を行います。

さらに、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、関係機関連携のもと、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、いじめなどの被害を受けた子どもや問題を抱える子どもについては、相談機関相互の連携を強化するなど相談体制を確立し、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行います。

ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進

① 学校教育の充実

学校教育においては、子どもの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒が人権について知的理解を深め、自他を大切にすると人権感覚を身に付けるよう取り組みます。

また、生命の大切さ、正義感や倫理観、他の人への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、ボランティア活動などへの参加や自然体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流等を積極的に推進します。

いじめについては、人権を侵害する決して許されない行為であることの理解を促し、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことなどにより防止に努めます。さらに、校内の教育相談体制の充実や、いじめ対策委員会を中心とした教職員の組織的対応の強化、児童相談所や警察等の関係機関との連携など、子どもに寄り添い、きめ細かく対応できる体制を整えます。

また、不登校については、いじめや子ども虐待など人権に関わる問題が背景となっている事案もあることから、学校長のリーダーシップのもと、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、組織的、継続的な指導、相談、支援を進めます。

特別支援教育については、平成19(2007)年から「学校教育法」に位置付けられ、すべての学校において、障害のある子どもへの支援をさらに充実させています。障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高められるよう、適切な指導及び必要な支援に努めます。

就学前教育については、幼児の発達の特徴を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように、人権感覚の育成に重点を置いた取組を進めます。

このほか、主権者や消費者に関する教育など、現代的な諸課題に関する教育については、児童生徒の発達段階に応じて、教科等横断的な視点で組織的かつ計画

的に推進します。

② 社会教育の充実

家庭において、人権を大切にする生き方を保護者が示すことが必要であることから、PTAを対象とした研修会等で、人権や人権問題、子どもの自尊感情を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努めます。

また、家庭教育の悩みや不安に対する相談事業を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携・協力が進むよう支援します。

さらに、企業等に対しては、学習機会の提供等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を支援します。

(*29) 児童虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律

(*30) 子ども虐待：本県では、平成15(2003)年4月に子ども虐待防止専門本部を設置し、子ども虐待防止対策を推進していることから、子どもに対する虐待を「子ども虐待」と表記している。

(*31) フィルタリング：インターネット上の有害な情報を閲覧できないように制限をかけること

3 高齢者

(1) 現状と課題

県においては、高齢化が急速に進み、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。多年にわたり社会の発展のために貢献してきた高齢者が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域や家庭で安心して安全に生活することは極めて大切です。

しかしながら、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加、介護の長期化や重度化等による家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担の増大といったことに加え、所在不明や虐待、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題が生じています。

こうした中、平成18(2006)年には予防重視型システムへの転換のほか、新たなサービス体系の確立やサービスの質の向上などを骨子とする「介護保険法」の一部改正や「高齢者虐待防止法(*32)」が施行され、平成24(2012)年には市町村が市民後見人の育成活用等に努めるよう「老人福祉法」の一部が改正されました。

認知症の人も含め、高齢者の尊厳が重視され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、計画的に介護基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携し、在宅医療・介護連携や生活支援、介護予防等の推進に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、令和元(2019)年6月に国において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたところであり、同大綱を踏まえた施策の推進を図っていくことも重要となります。

(2) 基本方針

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らせる生活を望んでおり、高齢者の人権は、自立を基本とする生活の質的向上や保健・医療・福祉サービスの総合的な推進により、保障されるものです。

このため、市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を進めるとともに、権利擁護制度の活用など、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

さらに、高齢者の知識と経験を生かした社会参加と他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を推進します。

(3) 施策の方向

ア 地域包括ケアシステムの構築

① 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を維持しながら本人が望む生活を継続できるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供できる体制の構築を目指し、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。また、市町村が主体となって在宅医療と介護の連携を推進できるよう、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進など市町村の取組を支援します。

② 生活支援と介護予防の推進

一人暮らし高齢者等の生活支援や介護予防を進めるため、高齢者の地域活動への参加を促進します。また、民間企業、NPO、ボランティア団体等多様な主体が生活支援や介護予防に参画し、住民参加の取組が行われるよう、生活支援コーディネーターの養成や高齢者、地域住民等への普及啓発を行うなど、市町村の取組が円滑に進むよう支援します。

イ 権利擁護の推進

高齢者の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度(*33)等の活用促進、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。高齢者虐待事案について、地域包括支援センターや市町村の職員に対する研修を実施するとともに、介護保険施設における入所者の身体拘束の解消や虐待の防止に取り組むなど、高齢者の人権の擁護を図ります。

ウ 認知症施策の推進

若年性を含めた認知症の人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、市町村と連携して、認知症の人を地域で支える体制の構築を進めます。

① 医療・介護サービスの提供

認知症の人が早期の段階から継続して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医への研修や認知症疾患医療センターの整備等の施策を進めます。

また、認知症の人に対するケアの改善・向上を図るため、医療・介護従事者に対する研修を実施します。

② 地域で支える体制の整備

認知症の人の介護相談、介護体制、生活支援サービスの充実や認知症の人を介護する家族の精神的な負担の軽減を図るため、認知症コールセンターを設置するとともに、市町村と連携し地域包括支援センターを中心とした各種相談体制の整備に努めます。

また、認知症に対する理解を深め、地域での見守り支援を広げていくため、地域・職域・学校等での認知症サポーター養成講座の開催や、キャラバン・メイト(*34)の養成などを通じて正しい知識の普及を図るとともに、サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築する市町村の取組を支援するなど、地域で支える体制の整備を推進します。

エ 生活環境の整備

高齢者が安全で快適に生活できるよう、道路や建物などの公共施設のバリアフリー(*35)化を進めます。また、高齢者の特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅やシルバーハウジングの効率的な運用により高齢者の住まいの確保に努めるとともに、個人住宅についても自宅での生活をより快適に行えるよう、リハビリテーション等の専門チームによる相談体制を市町村に構築することを促進し、住宅のバリアフリー化を支援します。

日常生活に必要な福祉用具の給付や、介護機器の普及など、在宅生活の継続を一層支援します。

オ 社会参加の促進と交流

高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍し、知識や経験を生かして社会の支えとなることが期待されていることから、若い世代との交流や相互支援の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、「老人の日（9月15日）」「老人週間（9月15日～21日）」「敬老の日（9月第3月曜日）」などを通じて、県民が高齢者福祉に対する理解を深められるよう啓発に努めます。

(*32) 高齢者虐待防止法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(*33) 成年後見制度：財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度

(*34) キャラバン・メイト：認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する際、その講師役を務める者のこと

(*35) バリアフリー：もともと段差等の物理的障壁（バリア）を除去するという住宅建築用語であったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

障害のある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を發揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等実現が困難なことがあります。

このため、国では、「障害者の権利に関する条約」の締結（平成26(2014)年）に向け、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法(*36)」、「障害者総合支援法(*37)」、「障害者差別解消法(*38)」等、法や制度の整備が順次行われてきました。

また、雇用については、障害のある人がその適正と能力に応じて働くことができるよう、均等な機会・待遇の確保など雇用の促進等の措置が図られており、雇用率の引き上げや算定基礎の見直しなどの制度改正が行われています。

こうした中で県では、令和3(2021)年3月に「第4期岡山県障害者計画」及び「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的、計画的に施策を推進しています。

(2) 基本方針

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮(*39)の提供など、障害者差別解消に向けた取組を推進します。

また、「障害者基本法」等に基づき、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。

さらに、誰もが、必要な情報やサービスを享受し、行動の主体性を確保できるよう、主体的な選択の尊重や、生活と働く場の確保、情報提供の充実、生活環境の整備等を支援する施策を推進します。

そして、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進め、障害の

ある人の自立と社会参加の促進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、障害のある人の意見を十分反映していきます。

(3) 施策の方向

ア 心のバリアフリーの推進

「障害者週間（12月3日～9日）」において、街頭キャンペーンや講演会等の啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組み、障害のある人に対する理解や関心を高め、障害のある人の社会参加を促進します。

また、障害者スポーツ大会や吉備高原車いすふれあいロードレース、文化活動及びボランティア活動などにおいて、障害のある人とない人とのふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め、思いやりの心を育てていきます。

さらに、障害のある人の多様な特性を理解し、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う「あいサポート運動」の推進に努めます。

イ 主体的な選択の尊重

障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業(*40)等の利用により、福祉サービスなどを主体的に選択する仕組みとなっており、その活用を進めます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ(*41)の向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

さらに、利用者主体の質の高いサービスを提供するため、事業運営の透明性確保、取組内容の検証・改善を進めるほか、生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスの利用援助及び情報提供などを総合的に処理できる体制の整備を図ります。

ウ 地域生活の支援

① 保健・医療

障害の原因となる疾病の予防対策を進め、施設や家庭での療育指導支援体制の充実を図り、障害の早期発見、早期治療を推進します。さらに、障害の状態を軽

減するためのリハビリテーション医療の充実整備を進め、自立支援を図ります。

精神科病床への入院は、本人の意思によることを基本とし、精神医療審査会の運営や実地指導、実地審査を通じて、できる限り開放的な処遇となるよう指導するほか、措置入院等であっても人権保護の観点から、今後とも入院患者の自由な通信手段等を確保し、退院請求や処遇改善請求制度の適正な運用を図ります。

② 福祉

共生社会の理念のもと、地域社会の中で暮らすには、多様できめ細かな福祉サービスの一層の充実が必要です。

このため、グループホーム等の生活基盤となるサービスの整備を進め、地域移行を促進します。また、障害のある人及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けられるよう相談支援体制の充実や地域生活支援事業の実施により、安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

なお、地域の中で自立した生活を送るためには、地域住民とのかかわりが重要であることから、障害のある人の社会参加について、総合的な理解や支援が促進されるよう啓発に努めます。

③ ボランティア

障害のある人とない人が一緒に活動する機会をつくり障害に対する理解や支え合う意識を広げていくため、福祉事業者、学校等地域団体が一緒になって地域のボランティア活動を行う環境づくりを推進するとともに、ボランティアへの参加啓発活動を推進します。また、身近な地域で障害福祉サービスを提供することができるよう、専門性を有したボランティアの確保・育成にも努めます。

④ 生活環境

安全で快適な生活と社会参加促進のため、「岡山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、建物、道路、公園、公共交通機関等にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。特に病院、店舗、集会場、ホテル、官公庁舎などの特定生活関連施設については、その新改築等にあたり指導及び助言を行います。

エ 自立と社会参加の促進

早期の適切な療育・育成相談のために、保健所や児童相談所の相談・支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校が、必要な助言・指導を行うなど地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすよう努めます。さらに、教育や福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、インクルーシブ教育システムの構築や災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化、教員の特別支援教育の専門性の向上等の教育環境の整備を推進し、さらにすべての人が、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を推進します。

障害のある人が社会を構成する一員として、自らの能力を最大限発揮できるように支援することが必要であり、特別支援学校における進路指導を充実し、子どものニーズに応じた進路決定を支援するとともに、働く意欲のある人が能力や適性に応じた就労の場に円滑に移行できるよう支援します。また、職業訓練や各種就業支援により雇用の促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターの運営や所得向上計画の推進により、地域で自立して生活できるよう支援します。そして、「障害者雇用促進法(*42)」に基づき、労働局等関係機関と連携して事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止や障害のある人が働くための合理的配慮の提供などについて啓発・周知を行い、障害のある人もない人もともに働く機会の実現と均等な待遇確保の実現を目指します。

オ 権利擁護の推進

障害のある人の尊厳が重視され、地域で安心して生活できるよう、権利擁護、差別の解消の推進、成年後見制度の活用促進など必要な支援を行います。また、障害のある人が安全安心な消費生活を送れるよう、障害の特性に配慮した消費者教育の提供、支援機関等とのネットワークづくりによる支援に取り組みます。障害者虐待事案について、市町村や障害者福祉施設等の職員に対する研修を実施し、障害者福祉施設における入所者の身体拘束の解消や虐待の防止に取り組むなど、障害のある人の人権の擁護を図ります。

-
- (*36) 障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- (*37) 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (*38) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (*39) 合理的配慮：社会の中にあるバリアを取り除くために、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応すること
- (*40) 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業
- (*41) 情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること
- (*42) 障害者雇用促進法：障害者の雇用の促進等に関する法律

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。

昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」(以下「同対審答申」といいます。)において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」とされました。この同対審答申を受けて、昭和44(1969)年に制定された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、合わせて「特別法」といいます。)に基づき、33年間にわたり、県では、国や市町村との密接な連携のもとに、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。

これらの施策の推進と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展を見ました。このため、平成14(2002)年3月末に特別法に基づく同和対策がすべて終了した後、県では、同和問題の解決に向けた行政を一般対策で取り組んできました。

平成28(2016)年12月には、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が公布、施行され、部落差別のない社会を実現するため、差別解消に必要な教育及び啓発に努めてきました。

令和元(2019)年の第3回意識調査の結果では、同和問題に関する人権問題が起きていると思っている人は前2回の調査に比べて減少しており、今までの取組が一定の成果につながるなど、同和問題は解決に向かってはいます。一方で、若年層では減少しているものの、結婚問題での周囲の反対、身元調査などで差別意識が見られるとの回答が依然としてあることから、引き続き差別意識の解消に取り組む必要があります。

なお、同和問題を口実として、高額な書籍を売りつけるなどのえせ同和行為は、被害は減少しているものの、依然として発生しています。

(2) 基本方針

県では、同対審答申の趣旨や平成8(1996)年の「地域改善対策協議会意見具申」の考え方(*43)を踏まえ、部落差別解消推進法及び同法の附帯決議の趣旨を尊重し、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関と連携して、差別意識の解消のための取組等を進めていきます。

なお、第3回意識調査の結果において、同和問題の解決のためには、人権教育・啓発広報活動を推進することが必要との回答割合が最も高いことから、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点のもとに、様々な場を通じて、啓発・教育を進めていきます。

さらに、隣保館活動への支援やえせ同和行為の排除などを、引き続き推進します。

(3) 施策の方向

ア 啓発の推進

差別意識の解消のため、一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるような啓発を進めます。

このため、新聞、ラジオ、テレビなどのマスメディアを活用した各種啓発や講座・研修会の開催、啓発資材の作成・提供等を行います。

また、研修を行う際には、講義形式のみならず、参加者間の意見交流や参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的にかかわるワークショップ及び汚染一揆(*44)現地研修など参加・体験型の手法を今後も積極的に取り入れます。

イ 教育の推進

人権意識の高揚を図り、部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育の成果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

① 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての理解と認識を深めるととも

に、人権感覚を身に付けることにより、同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的態度を養う教育を推進します。

② 社会教育の充実

県民が、同和問題についての理解と認識を深め、差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、指導者の養成や指導資料の整備、各種情報提供等に努めます。

ウ 公正な採用選考及び雇用の促進

企業の採用選考にあたって、応募者の基本的人権を尊重し、応募者本人の適性と能力に基づく差別のない公正な採用選考システムの確立を図ることが重要です。

このため、国等と連携して、事業主等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すとともに、公正な採用選考に必要な知識・理解及び認識をより一層深める研修等を行います。

エ 隣保館活動への支援等

社会福祉施設である隣保館は、福祉の向上や人権啓発に関する住民交流の拠点として市町村が設置し、生活上の各種相談や講演会・研修会の開催、教養・文化活動などが実施されています。

今後さらに、隣保館活動が、地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関等とも連携し、幅広く展開されるよう支援します。

また、各種奨学金や就業に役立つ技能等の習得に向けた貸付金、農林漁業者・中小企業者に対する融資制度など教育・就労・産業関係の各種自立支援施策の情報提供に努めます。

オ えせ同和行為の排除

えせ同和行為については、えせ同和行為対策関係機関連絡会(*45)において、情報交換し対応を協議するとともに、国、市町村や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組みます。

-
- (*43) 「地域改善対策協議会意見具申」の考え方：「特別対策の終了すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではない」ことなど、今後の基本的方向を示した考え方
- (*44) 渋染一揆：江戸時代末期に岡山藩で起きた、服装にまで加えられた差別政策に人々が団結して立ち上がった一揆
- (*45) えせ同和行為対策関係機関連絡会：岡山地方法務局、岡山県、岡山県警察本部、岡山市及び岡山弁護士会で構成する組織

6 外国人

(1) 現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する一方、経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化に伴い、来訪する外国人が増加し、定住化も進んでいます。

法務省「在留外国人統計」によると、県内の外国人数は、令和元(2019)年12月末現在31,569人で近年、増加傾向にあります。かつて多数を占めていた韓国・朝鮮籍の特別永住者が減少する一方で、ベトナム籍の人々が増加しています。また、中国やベトナムなど、アジア諸国からの留学生や技能実習生の割合が高くなっています。

さらに、平成31(2019)年度からは新たな在留資格である「特定技能」による受入れが始まりました。

県では、多文化共生社会づくりに向け、在住外国人支援のための各種施策を推進してきました。

しかしながら、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と在住外国人との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、在住外国人や帰化により日本国籍を取得した人に対する偏見や差別、蔑視が少なからず認められ、近年、社会的関心を集めた特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷付け、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねません。このため、平成28(2016)年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国と地方公共団体はその解消に向けた取組を進めています。

第3回意識調査では、在住外国人の人権が守られるために必要なこととしては、「日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の充実」と回答した人の割合が3割台半ばと最も高くなっています。また、「在住外国人に対する日本人の理解促進」や「相談体制の充実」と回答した割合も3割を超えており、コミュニケーション面や生活面の支援を充実させるとともに、在住外国人を含むすべての人が能力を発揮できる多文化共生社会づくりの推進が急務となっています。

(2) 基本方針

外国人が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生

き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくためには、国籍・人種・民族・文化的背景などへの理解を深め、多様性を互いに認め合い、尊重していくことが重要です。

このため、県民への諸外国の歴史、文化、生活習慣などの紹介や、外国人と直接ふれあう機会の積極的な提供などを通じて、人権意識の高揚に努めます。

また、多言語による生活情報提供、相談窓口での対応や日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て・教育、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

支援にあたっては、在住外国人支援ボランティアの育成、また、行政機関、在住外国人団体、NGO・NPO等が参加する協働の推進体制づくり、さらに、岡山県外国人相談センターにおける各種情報提供や生活相談など幅広い取組を行います。

(3) 施策の方向

ア 人権意識の啓発と相互理解の促進

相手の文化や生活習慣への理解を深め、外国人に対する偏見や差別をなくすため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて人権意識の高揚に努めます。

また、在日韓国・朝鮮籍の人々を取り巻く歴史的経緯や環境についての認識が十分とはいえず、民族名を名乗りにくいなどの問題がいまだに存在していることから、国際理解講座を開催するなど県民の理解を促し、偏見や差別の解消に努めます。

イ コミュニケーション支援

① 情報の多言語化

外国人が言葉の壁に遮られることなく、地域で安全に安心して生活するために必要な情報を得られるよう支援を行います。このため、県、市町村、NGO・NPO等の連携により、様々な媒体による多言語の情報提供を進めるとともに、各種行政手続など基本的な生活情報は、来日間もない時期に提供されるよう、市町村と連携した取組を進めます。

また、道路や公共施設の案内板や表示板にローマ字や外国語を併記したり、分かりやすい表示となるようユニバーサルデザインの導入の推進に努めます。

さらに、外国人の生活にかかわりのある行政機関、NGO・NPO等が連携して情報交換や意見交換を行うなど、外国人に対する相談・支援体制の充実に努めます。

なお、外国人の地方参政権については、政府、国会等における動向を考慮し適切に対応していきます。

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し、地域社会の一員として生活するために重要であることから、県内の日本語教室の周知を図るとともに、日本語指導者や日本語ボランティアの資質向上に取り組みます。また、岡山国際交流センターにおける日本語学習・指導支援機能の充実を図ります。

さらに、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及に向けた取組を推進していきます。

ウ 生活支援

① 子育て・教育

子育てについては、母子保健サービスに係る情報提供や多言語での相談体制の整備を進めます。

また、外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりが必要なため、学校において、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

② 適正な雇用等の促進

県内で仕事を求める在住外国人や留学生のため、ハローワーク内の多言語対応可能な窓口の紹介や通訳ボランティアの派遣など、国と連携して相談・支援の充実に努めます。

また、外国人が働きやすく活躍できるよう、企業向けセミナーの開催や留学生向けの就活講座の開催などにより、県内企業への外国人材の適正で円滑な受入れ

の支援を行うとともに、留学生の県内就職支援を行います。

なお、在住外国人の公務員への任用については、任用に関する基本原則を考慮しつつ、職務の内容と国籍の必要性について検討し、適切に対処します。

③ 保健・福祉等の充実

在住外国人が健康な生活を送るためには、疾病の予防とともに、保健・医療などについて利用しやすい環境・条件の整備に努めることが大切です。

このため、多言語での対応が可能な医療機関や福祉等の相談機関についての情報提供や、相談・支援体制の充実に努めます。

また、在住外国人に対する国民健康保険・国民年金の制度の周知徹底を図り、未加入者が生じないように努めます。

④ 防災

大きな災害が起こった場合、言葉の壁がある外国人被災者を支援する体制づくりが必要です。このため、災害関連情報の多言語による提供や「災害救援ボランティア（通訳・翻訳）」の養成・登録を行うなど、災害時の外国人支援体制の充実に努め、在住外国人におかやま防災ポータルや多言語対応した防災アプリの利用を促すとともに、市町村や関係団体、地域コミュニティ等と連携し、在住外国人の防災意識や災害対応能力の向上を図ります。

⑤ 連携による相談・支援体制の充実

在住外国人は、生活する上で様々な困難に直面しており、実情に即した相談対応や支援を行うことができるよう、関係機関、NGO・NPO、地域と外国人のパイプ役となるボランティアである「地域共生サポーター」等との連携を強化します。

また、岡山県外国人相談センターで一般的な相談受付を行い、専門的な対応が必要と判断される場合には、専門分野の相談機関がケースを引き継いで問題解決のための支援が円滑に行えるよう相談機関等との連携を強化します。

7 ハンセン病問題

(1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症で、長期にわたり大量の菌と接触することによりはじめて感染が起こります。感染しても発病に至ることは稀です。現在では治療法が確立し、薬により確実に治る病気となっています。昭和6(1931)年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けました。平成8(1996)年に法律が廃止され強制隔離が終わった後も、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

また、元患者や家族等は、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、解決に向けた取組はなされませんでした。

平成13(2001)年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の判決を受け、国はハンセン病の元患者等に謝罪し、同年6月には、元患者等の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。さらに、令和元(2019)年6月の「ハンセン病家族訴訟」の判決を受けて、国は入所者・社会復帰者の家族に謝罪し、同年11月には家族への補償を目的とした「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を施行し、併せて「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を改正、家族の名誉回復やその境遇を踏まえた普及啓発に取り組むこととしています。

県においては、「らい予防法」に基づく一連の施策の一端を担ってきたことを踏まえ、過去のハンセン病施策の実態を調査・検証し、今後、取り組むべき施策について提言していただくため、平成13(2001)年に設置した「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」からの意見書に基づき、社会復帰を支援する福祉施策を実施するとともに、県民に対しハンセン病に関する正しい理解と偏見・差別解消のための啓発事業に積極的に取り組んでいます。

また、「ハンセン病問題関連史料調査委員会」を設置し、県や市町村、療養所などに残る史料を調査して、かつてのハンセン病対策を振り返り、同じ間違いを繰り返さないための教訓として後世に伝えていく岡山県ハンセン病関係資料集「長島は語る」

を刊行しました。収集した史料は岡山県立記録資料館に収蔵し、平成27(2015)年1月から公開しています。

(2) 基本方針

ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別解消のため、元患者やその家族等が置かれていた境遇を踏まえ、きめ細やかな事業実施を工夫します。さらに、学校においては、児童生徒のハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深める教育を進めます。

また、入所者の福祉を増進するため、入所者の意向・要望を基本として、きめ細かな支援を実施します。社会復帰については、当面、住宅や医療等の確保が求められている状況を受けて、継続的に入所者及び親族や関係市町村等との連絡調整等の適切な支援を行います。

なお、社会復帰者に対しても引き続き必要な支援を行っていきます。

(3) 施策の方向

ア 偏見・差別解消のための啓発の実施

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）」を中心として、県広報紙等による啓発、啓発パネルの貸出し展示などを実施します。また、年間を通じて、普及啓発DVD「未来への絆～ハンセン病問題から学ぶ～」の貸出しや、ホームページ「みんなで描くひとつの道」による啓発、リーフレットや小冊子の作成配布、ハンセン病問題を正しく理解するための講演会の開催、県民が実施する地域交流事業への助成を実施します。

ハンセン病問題に対する県民の理解を深めるために、これまでに実施した「ハンセン病に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、社会教育活動として、生涯学習（出前講座等）の取組や入所者の方たちとの交流事業をさらに進めます。

なお、学校においては、交流など様々な教育活動の中で、ハンセン病問題に対する正しい理解と認識を深める教育を推進します。

イ 入所者の福祉増進施策の実施

里帰り、墓参り等については、個別に意向を聞いて適切に対応します。また、入所者と地域社会との交流についても支援していきます。

社会復帰については、社会復帰希望者の要望を考慮し、関係自治体や医療機関等と連絡・調整を図ります。社会復帰者については、県営住宅の優先入居や住宅費の一部助成等の支援、医療費や介護保険利用料の助成を行います。

8 患者等

【H I V感染・エイズ】

(1) 現状と課題

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（後天性免疫不全症候群）と呼んでいます。エイズは、昭和56(1981)年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国においても、昭和60(1985)年に最初の患者が発見されて以来、性的接触による感染を中心に拡大しています。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、疾患に対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、治療薬が開発され、それらを複数服用（多剤併用療法）することにより、H I Vに感染しても、発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能になっているほか、治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げられることも確認されています。

平成11(1999)年には、感染症の患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、引き続き、感染症の患者に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた施策を推進していく必要があります。

県においては、エイズに対する誤解や偏見をなくすとともに感染を未然に防ぐため、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、保健所・支所での無料・匿名のH I V抗体検査の実施や、エイズ患者やH I V感染者が安心して適切な医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制の整備を推進しています。

(2) 基本方針

エイズのまん延防止及びエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、県民に対し、エイズに関する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、エイズに関する相談や検査を安心して受けることができるよう、相談・検査

体制の充実を図るとともに、保健所・支所職員等の資質の向上を図ることも重要です。

さらに、行政窓口や病院等における対応において、エイズ患者やH I V感染者の側に立った、きめ細かなプライバシー対策を行います。

そして、エイズ患者やH I V感染者が安心して医療を受けることができる体制を整備するとともに、医療従事者の知識・技術向上を図ります。

学校においては、教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修を充実していきます。また、児童生徒に対しては、学校教育計画にエイズ教育を適切に位置付けて、発達段階に応じた指導を行います。

(3) 施策の方向

ア 正しい知識の普及・啓発

「世界エイズデー(12月1日)」を中心に、エイズに関する正しい知識についての啓発を推進し、エイズまん延防止とエイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別の解消を図ります。若年層のH I V感染に対する予防及び偏見や差別の解消のための啓発を図るため、学校や地域の団体等へ、専門の講師や保健所・支所職員を派遣する「エイズ等出前講座」を実施します。

イ 相談・検査体制の充実

全保健所・支所においてプライバシーに配慮しながら、匿名相談、匿名による無料のH I V抗体検査の実施、迅速検査の導入等、感染不安者が安心して受けやすい体制を整備します。また、エイズ治療拠点病院にH I V抗体検査を委託し、検査機会の拡大も図ります。

エイズ相談・検査業務の質の向上を図るため、保健所・支所保健師等の研修を進めます。

ウ 診療体制の充実

エイズ患者やH I V感染者が身近な地域の医療機関で安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制を整備します。各拠点病院には、必要に応じ、カウンセラーを派遣するなど診療体制の充実を図ります。さらに、医

療従事者の研修機会の拡大や積極的な情報交換を図ります。

エ 学校における教育・啓発

学校においては、体育科・保健体育科と他教科等との関連を図りながら、系統的、計画的な性に関する指導の中で、エイズ教育を含めた指導を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

【その他の疾病等】

ア 正しい知識の普及・啓発

感染症や難病等については、疾病に関する知識不足や偏見から、患者やその家族等が差別的な扱いを受けることがあります。

このため、こうした疾病についても、その正しい情報を提供し、それぞれの疾病についての正しい理解と認識を深めるなど、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた対策を推進します。

特に、新型コロナウイルス感染症では、未知の病原体による感染拡大への不安の高まりから感染者や、感染者と接する医療従事者、また、その家族等に対する偏見や差別が起きました。このような新たな感染症に対しては、感染者の人権にも配慮しながら、関係機関と緊密な情報連携を図り、県民へ正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行うとともに、差別防止に向けた啓発活動や差別に関する相談体制の整備に努めます。

イ 自己決定の尊重

① インフォームド・コンセント

医療法上、医師等は患者の立場に立った医療情報の提供や適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めなければならないとされています。

こうしたことから、良質かつ適切な医療を提供するため、医療における倫理性の確保を図りながら、医師等は、病名や症状などの説明だけでなく、検査法や治療法にかかる複数の選択肢について、効果や治療成績、予後への影響、欠点など

を説明し、患者が自らの医療を自主的に選択できるようにすることが重要であり、医療関係団体が行う研修等を通じて、インフォームド・コンセントの確立を推進します。

② 診療情報の開示

患者と医師等が診療情報を共有することで、共同して疾病の克服にあたるなどのメリットがあり、個人情報の保護等に留意した十分な開示が求められています。

平成17(2005)年4月施行の「個人情報保護法」や、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、手引きの配布や研修等を通じて、患者の自己決定権を尊重した診療体制の充実と診療情報の開示を促進します。

③ 入院患者の人権

患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

結核などの感染症の患者が、まん延防止のために強制的に入院する場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づく入院を促すことを原則とし、適正な手続きを通じて行います。

ウ プライバシーへの配慮

カルテや医療費の請求に係る書類などには、患者の病状など重要な個人情報が含まれており、その情報の漏洩はプライバシーの侵害につながります。

医療に関する個人情報については、「個人情報保護法」により、医療従事者等の守秘義務の徹底や、OA化の中で情報管理の徹底などを図ることとされており、医療関係団体が行う研修等を通じて、患者情報の保護が図られるよう啓発に努めます。

また、臓器移植医療における情報開示の手法や範囲等については、関係法令に基づき、臓器提供施設、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、移植施設等、それぞれが責任を持って決定し、臓器移植の透明性の確保と、患者、臓器提供者、家族等の人権やプライバシー保護に努めます。

エ 社会参加と生活の支援

長期にわたる疾病にあつては、療養中でも病状などを勘案の上、地域の多様な活動に参加することが患者の生活や健康の上でも有効であり、治療に良い効果をもたらす面があります。このため、関係機関、患者団体、家族会等と連携し、患者と地域社会との交流や社会参加の促進を図ります。

また、患者が住み慣れた家庭や地域で生活し、かかりつけ医療機関の往診や訪問看護などの在宅医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、各種サービス基盤の充実を図り、療養生活の質の向上に努めます。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しています。その背景には、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、様々な個人情報がネットを介して簡単にやりとりされるといふ社会の変革があります。そのような社会変革の中で、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穩に過ごすためプライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。

こうした状況を考慮し、国においては、平成14(2002)年5月の「プロバイダ責任制限法(*46)」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしました。

また、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、平成17(2005)年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、スマートフォンや携帯電話等(以下「スマートフォン等」といいます。)の急速な普及や、タブレットやゲーム機等の情報通信機器から簡単にネットに接続することが可能になったことと、それらの機器から利用できるSNSや無料通話アプリ、ブログ(*47)、動画共有サイト(*48)、オンラインゲーム(*49)などのサービスの拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっています。

SNSでの出会いをきっかけに連れ去り事件が起きたり、インターネットの匿名性から過激な言葉が投げかけられ、重大な事態を招くケースが生じたりしています。

平成21(2009)年4月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、18歳未満の子どもが使用するスマートフォン等には、フィルタリングサービスの利用を条件として提供することが事業者

対して義務付けられましたが、保護者の申し出によりサービスを利用しないことも可能になっています。そのため、子どもにスマートフォン等を持たせる際には、保護者自身がインターネット上の有害情報の実情やインターネット利用の際の危険性等について認識するとともに、利用時間やアプリを制限できるペアレンタルコントロール機能を活用して、子どもの利用状況を把握するなど、適切な対応が求められています。

また、タブレットやゲーム機等の利用については保護者自身が十分に危険性等について認識し、適切な対応が求められています。

(2) 基本方針

サイト管理者等で構成している団体をはじめ、広く県民に対して、一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための啓発に努める必要があります。

また、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」により、保護者や事業者等の責務を明らかにし、有害情報による被害から青少年を守ります。

特に、誹謗中傷やいじめなどにつながるインターネット上の人権侵害等、子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発強化や携帯電話事業者との連携などにより、学校と家庭・地域が連携し、子どもを守る体制の構築を推進します。

(3) 施策の方向

ア 情報リテラシー(*50)向上運動の推進

広く県民に向けて、県のホームページを通じ、差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発に努めます。

県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等と緊密な連携を図りつつ、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会を活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・意識啓発を行います。

また、岡山情報ハイウェイの利用者に対しては、人権の視点に立った接続許可基準等を引き続き適正に運用するとともに、インターネット利用上のモラルの普及・

啓発に努めます。

なお、インターネット上の人権侵害等の書き込みによる被害の申し出を受けた場合は、法務省の人権擁護機関に報告し、プロバイダ等に対する人権侵害情報の削除要請を依頼します。

イ 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動

青少年を取り巻くスマートフォン等やインターネットの利用環境は、大人の注意が行き渡らず、いじめや依存症等の健康被害、犯罪被害等の諸問題の温床となっていることから、庁内関係課や携帯電話事業者が連携した問題解決チーム（タスクフォース）を設置し、青少年や保護者等に対するスマートフォン等やインターネットの適切な利用に向けた啓発、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定促進、相談窓口の周知などに努めます。

ウ インターネット等青少年を取り巻く問題への対応

学校においては、インターネット上のいじめや依存症等の問題点や危険を踏まえ、教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォン等の利用に関する適切なルール作り等について、児童生徒の主体的な活動の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、子どもを守る取組を進めます。

(*46) **プロバイダ責任制限法**：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(*47) **ブログ**：ウェブログの略で、ホームページよりも簡単に個人的な日記や個人のニュースサイト等を作成し、公開できるサービス

(*48) **動画共有サイト**：インターネット上に動画をアップしたり視聴したりできるサイトで、スマートフォンやゲーム専用機器等でも利用可能

(*49) **オンラインゲーム**：インターネットに接続してプレイするゲームの総称で、スマートフォンやゲーム専用機器等からも利用できる。プレイ内容に応じて課金されることもある。同時に複数の人がプレイできるものもあり、友達や見知らぬ人とのプレイも可能

(*50) **情報リテラシー**：リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」

等と組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表す。

10 様々な人権問題

【犯罪被害者等】

犯罪被害者やその家族・遺族については、直接的な被害にとどまらず、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活を営むことができるよう、個人の尊厳が重んぜられ、処遇を保障された様々な支援が必要です。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」に基づき、「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し施策を進めています。

県では、「岡山県犯罪被害者等支援条例」や「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」により、犯罪被害者等のための次のような施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 犯罪等により受けた損害の回復や経済的負担の軽減に向けた支援を行います。
- (2) 犯罪等により直接受けた精神的、身体的な被害の回復支援を行い、その負担を軽減します。また、二次的被害を防止するための取組や、犯罪被害者等への再被害を防止し、安全を確保するため適正な対応をします。
- (3) 犯罪被害者等が、その被害についての刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関や制度等に関する情報提供などに取り組みます。
- (4) 犯罪被害者等の支援に関する対応窓口や相談機関の周知に努めるとともに、どの関係機関・団体等においても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制の整備に努めます。また、「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関・団体の協力を得て、民間の犯罪被害者支援団体に対する支援、指導、助言を行い、一層の連携を図ります。
- (5) 犯罪被害者等に対するすべての人々の理解と配慮やそれに基づく協力が重要であることから、県民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力については、相談しやすい環境の整備など被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。

【多様な性】

一人ひとりの人間が持っている性には「性的特徴」（身体の性）、「性自認」（心の

性)、「性的指向」(好きになる性)の要素が組み合わさっており多様です。いわゆるLGBT(*51)などの性的マイノリティは、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

性同一性障害(*52)については、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。

また、平成27(2015)年頃からは、同性の二者が婚姻と同等の関係にあることを証明する「パートナーシップ制度」等の取組が、一部の地方公共団体で始まるなど、性の多様性についての認識も浸透しつつあります。

そして、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行うこととされています。

今後さらに、性自認や性的指向等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育の推進に努めます。

(*51) **LGBT**：女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、身体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人 (Transgender) の頭文字をとった言葉で性的マイノリティの例示として用いられることが多い。

(*52) **性同一性障害**：身体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人のうち、医療的対応を求める人に対する診断名

【ホームレス（路上生活者）】

厳しい経済情勢や雇用情勢に伴う倒産や失業、病気・けが・高齢など様々な要因によりホームレスとなった人が存在します。

こうしたホームレスとなった人が、自らの意思で安定した生活を営めるよう、福祉事務所等において、一人ひとりの状況やニーズに応じた情報提供や相談支援、民間団体等と連携した一時的な食の提供等の生活支援、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組めます。

【自殺問題】

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

このため、関係団体等との連携に努め、自殺予防の普及啓発、相談窓口の充実、地域における自殺対策の指導的な役割を担う人材の育成など自殺防止対策を進めます。

また、その遺族は自責の念や偏見・差別に苦しむほか、経済面での不安など、極めて厳しい状況に置かれることから、遺族の心のケアや偏見・差別の解消などの支援に取り組めます。

【被災者】

東日本大震災や西日本豪雨等の大規模な災害では、高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人などの要配慮者を含む多くの人々が避難生活を強いられました。避難所生活が長期化するにつれて、生活環境の変化による心身の機能低下への配慮、プライバシーの確保など、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズへの配慮が不足するなど、被災後の生活にも深刻な問題が生じました。

今後、南海トラフ地震(*53)や断層型地震、集中豪雨の多発や台風の大型化に伴う大規模風水害の発生が懸念されている現状を踏まえ、市町村と連携し災害時において被災者の置かれた状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発を推進します。

(*53)南海トラフ地震：駿河湾から日向灘にかけて延びる海溝「南海トラフ」を震源とし、最大で地震規模マグニチュード9.0が想定されている。今後30年以内に70%～80%程度の確率で発生すると言われており、岡山県内では、最大で死者約3千人、建物の全壊約1.8万棟の被害が予想されている。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

このため、「岡山県再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくすよう国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動(*54)」等の啓発活動に取り組みます。

さらに、刑務所等を出所後に身元を引き受けてくれる人がいない高齢者や障害のある人のうち、福祉の支援を必要とする人については、「地域生活定着支援センター」をはじめ多様な関係機関が連携し、社会復帰を支援します。

(*54) 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていこうとする全国的な運動

【中国残留邦人とその家族、拉致問題等】

帰国した中国残留邦人等の自立を促進し生活の安定を図ります。また、北朝鮮当局による拉致問題等、国の人権教育・啓発に関する基本計画に掲げるその他の課題や今後新たに生じる人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、それぞれの問題の状況に応じて適切に対応するよう努めます。

さらに、法の整備等が必要なものについては、他の都道府県とも連携して国に働きかけます。

第5章 推進体制

県は、人権に関する全庁的な推進体制のもと部局間の横断的かつ緊密な連携を図りながら、国、市町村、民間との一層の連携・協力のもと、総合的な人権施策を推進します。

1 県における体制

県では、学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会を設置し、人権政策に関する重要事項について調査審議して、施策の推進に反映していきます。

また、政策推進会議、人権施策推進会議、人権啓発マトリックス等により、庁内関係部局や県民局とも連携を図りながら、全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

2 国や市町村等との連携・協力

国、市町村、関係機関等とそれぞれ情報交換・役割分担しながら、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会や県内4つの地域ネットワーク協議会を通じて、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。

なお、県民にとって一番身近な市町村に対しては、地域の実情に即した取組が行われるよう、情報の提供や事業の支援に努めます。

3 民間との協働

県民、ボランティア、NPO、企業、大学など様々な主体の果たす役割は大きく、それぞれの自主性を尊重しながら、民間と行政が協働して取組を一層推進します。

資料編

| | |
|---------------------------------|----|
| ○第5次岡山県人権政策推進指針の策定について（諮問・答申）…… | 61 |
| ○日本国憲法（抄）…………… | 62 |
| ○世界人権宣言…………… | 64 |
| ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律…………… | 68 |
| ○人権教育・啓発に関する基本計画…………… | 69 |
| ○人権関係法令等一覧…………… | 94 |
| ○人権に関する週間、月間等…………… | 96 |

人 権 第 1 6 号
令和 2年 4月 27日

岡山県人権政策審議会 御中

岡山県知事 伊原木 隆太

第5次岡山県人権政策推進指針の策定について（諮問）

本県は、これまで、「共生社会おかやま」の実現に向け、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、県が進める人権施策の基本方針である岡山県人権政策推進指針を策定し、人権に関わる各種施策を推進してまいりました。

このたび、県民の人権に関する意識や社会経済情勢等の変化を踏まえた、第5次岡山県人権政策推進指針を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

令和3(2021)年1月27日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県人権政策審議会
会 長 花田 文甫

第5次岡山県人権政策推進指針の策定について（答申）

本審議会では、令和2年4月に岡山県知事から「第5次岡山県人権政策推進指針の策定について」諮問を受け、慎重に審議を行うとともに、県民意見募集による、幅広い県民の皆様からのご意見を参考にし、更なる審議を進め、本答申を取りまとめましたので、ここに知事に対して答申を行うものです。

県におかれましては、この答申を尊重の上、社会経済情勢の変化等に対応した実効性のある指針の策定を行われ、「共生社会おかやま」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進されることを期待いたします。

（答申本文 省略）

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条〔基本的人権の享有〕 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条〔個人の尊重・幸福追求権・公共と福祉〕 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔法の下での平等・貴族の禁止、栄典〕 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第19条〔思想及び良心の自由〕 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔信教の自由〕 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第21条〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条〔居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由〕 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条〔学問の自由〕 学問の自由は、これを保障する。

第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条〔生存権、国の社会的使命〕 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条〔教育を受ける権利、教育の義務〕 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条〔基本的人権の本質〕 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日、第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成14年3月15日閣議決定（策定）

平成23年4月1日閣議決定（変更）

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行

われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要がある、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディ

アの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性な

ど)の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会

の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相

談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の实情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の实情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の实情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げるこ

とができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれ

も好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて

視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵す

ことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているという

ことにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来 of 固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要

である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めた広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに

に、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。
(法務省)

- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留す

る外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていくと考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正

しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、

社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進

する。(法務省)

- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っ

ていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等**ア マスメディアの活用**

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、

リーフレット、ポスター、ビデオ等))を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動(例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等)を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」(人権教育・啓発推進法第9条)との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書(白書)の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

人権関係法令等一覧

| 課題 | 法令等の名称 | 施行日 | 備考 |
|-------------------------------------|---|----------------------------|----|
| 人権全般 | 日本国憲法 | 昭和22年5月3日 | |
| | 教育基本法 | 昭和22年3月31日 | |
| | 世界人権宣言 | 昭和23年12月10日 | |
| | 人権擁護委員法 | 昭和24年6月1日 | |
| | 人種差別撤廃条約 | 昭和40年12月21日 | |
| | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 平成12年12月6日 | |
| 女性 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(旧:母子及び寡婦福祉法) | 昭和39年7月1日 | |
| | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) | 昭和47年7月1日 | |
| | 女子差別撤廃条約 | 昭和54年12月18日 | |
| | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | 平成4年4月1日 | |
| | 男女共同参画社会基本法 | 平成11年6月23日 | |
| | ストーカー行為等の規制等に関する法律 | 平成12年11月24日 | |
| | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 平成13年10月13日 | |
| | 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 | 平成26年11月27日 | |
| | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 平成27年9月4日 平成28年4月1日(一部) | |
| 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 | 平成30年5月23日 | | |
| 子ども | 学校教育法 | 昭和22年4月1日 | |
| | 児童福祉法 | 昭和23年1月1日 | |
| | 少年法 | 昭和24年1月1日 | |
| | 社会教育法 | 昭和24年6月10日 | |
| | 青少年の雇用の促進等に関する法律(旧:勤労青少年福祉法) | 昭和45年5月25日 | |
| | 児童の権利に関する条約 | 平成元年11月20日 | |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | 平成11年11月1日 | |
| | 児童虐待の防止等に関する法律 | 平成12年11月20日 | |
| | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法) | 平成15年9月13日 | |
| | 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法) | 平成21年4月1日 | |
| | 子ども・若者育成支援推進法 | 平成22年4月1日 | |
| | いじめ防止対策推進法 | 平成25年9月28日 | |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 平成26年1月17日 | |
| 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 | 平成29年2月14日 | | |
| 高齢者 | 老人福祉法 | 昭和38年8月1日 | |
| | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 昭和46年10月1日 | |
| | 高齢社会対策基本法 | 平成7年12月16日 | |
| | 介護保険法 | 平成12年4月1日 | |
| | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 平成13年8月5日 | |
| | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | 平成18年4月1日 | |
| 高齢者・障害のある人 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 平成18年12月20日 | |
| | 成年後見制度の利用の促進に関する法律 | 平成28年5月13日 | |
| 障害のある人 | 身体障害者福祉法 | 昭和25年4月1日 | |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 昭和25年5月1日 | |
| | 知的障害者福祉法 | 昭和35年4月1日 | |
| | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 昭和35年7月25日 | |

人権関係法令等一覧

| 課題 | 法令等の名称 | 施行日 | 備考 |
|----------------|---|-------------|----|
| 障害のある人 | 障害者基本法 | 昭和45年5月21日 | |
| | 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 | 平成5年9月13日 | |
| | 身体障害者補助犬法 | 平成14年10月1日 | |
| | 発達障害者支援法 | 平成17年4月1日 | |
| | 障害者自立支援法 | 平成18年4月1日 | |
| | 障害者の権利に関する条約 | 平成18年12月13日 | |
| | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 | 平成24年10月1日 | |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 平成25年4月1日 | |
| | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律 | 平成25年4月1日 | |
| | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | 平成28年4月1日 | |
| 同和問題 | 部落差別の解消の推進に関する法律 | 平成28年12月16日 | |
| 外国人 | 出入国管理及び難民認定法 | 昭和26年11月1日 | |
| | 国際受刑者移送法 | 平成15年6月1日 | |
| | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 | 平成28年6月3日 | |
| | 日本語教育の推進に関わる法律 | 令和元年6月28日 | |
| ハンセン病問題 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 | 平成13年6月22日 | |
| | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 | 平成21年4月1日 | |
| | ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 | 令和元年11月22日 | |
| 患者等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 平成11年4月1日 | |
| インターネットによる人権侵害 | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 | 平成12年2月13日 | |
| | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法） | 平成14年5月27日 | |
| | 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法） | 平成21年4月1日 | 再掲 |
| 様々な人権問題 | 労働基準法 | 昭和22年9月1日 | |
| | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 | 昭和56年1月1日 | |
| | 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 | 平成元年10月1日 | |
| | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（帰国者支援法） | 平成6年10月1日 | |
| | 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 | 平成12年11月1日 | |
| | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 | 平成14年8月7日 | |
| | 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 | 平成15年1月1日 | |
| | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 | 平成16年7月16日 | |
| | 犯罪被害者等基本法 | 平成17年4月1日 | |
| | 公益通報者保護法 | 平成18年4月1日 | |
| | 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 | 平成18年5月24日 | |
| | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 | 平成18年6月23日 | |
| | 自殺対策基本法 | 平成18年10月28日 | |
| | 更生保護法（旧）犯罪者予防更生法 | 平成20年6月1日 | |
| | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 | 平成21年5月21日 | |
| | 生活困窮者自立支援法 | 平成27年4月1日 | |
| | 再犯の防止等の推進に関する法律 | 平成28年12月14日 | |
| | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 | 令和元年5月24日 | |

人権に関する週間、月間等

| | |
|-----|---|
| 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策強化月間 ・青少年健全育成強調月間(岡山県) ・8日 国際女性の日 ・21日 国際人種差別撤廃デー |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・2日 世界自閉症啓発デー ・2日～8日 発達障害啓発週間 ・10日～16日 女性週間 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日～7日 憲法週間 (3日 憲法記念日) ・5日～11日 児童福祉週間 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等月間 ・1日 人権擁護委員の日 ・1日～7日 HIV検査普及週間 ・第1月曜日から1週間 いじめについて考える週間(岡山県) ・22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 ・23日～29日 男女共同参画週間 ・25日を含めた週の日曜日～土曜日 ハンセン病を正しく理解する週間 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行・被害防止全国強調月間 ・青少年健全育成強調月間(岡山県) ・社会を明るくする運動強調月間 ・再犯防止啓発月間 |
| 8月 | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援月間 ・10日～16日 自殺予防週間 ・15日～21日 老人週間 (15日 老人の日、第3月曜日 敬老の日) ・世界アルツハイマー月間 (21日 世界アルツハイマーデー) |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用支援月間 ・1日～7日 「法の日」週間 (1日 法の日) |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援強調月間 ・青少年健全育成強調月間(岡山県) ・男女共同参画推進月間(岡山県) ・12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間 ・25日～12月1日 犯罪被害者週間 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日 世界エイズデー ・3日～9日 障害者週間 (3日 国際障害者デー、9日 障害者の日) ・4日～10日 人権週間 (10日 世界人権デー) ・10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 |

第5次岡山県人権政策推進指針

令和3(2021)年3月発行

岡山県 県民生活部 人権施策推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

TEL 086-226-7406 FAX 086-234-5924

ホームページ